

令和7年度川崎市心身障害者福祉事業基金（ふれあい基金）助成金の 申請募集について

本市では、障害者の援護充実を図るとともに障害者の自立と社会参加をめざし、市民と行政の共同事業として川崎市心身障害者福祉事業基金を積立し、基金の運用により生じた果実（利子）を財源として、市内の社会福祉法人又は団体等が実施する障害者援護事業に対し予算の範囲内で助成を行っています。

今年度は、次のとおり募集を行います。

1 助成対象事業

- (1) 障害者の地域活動に助成を行う等在宅障害者の福祉の向上を図る事業
- (2) 家庭、学校、職場及び地域社会等広く市民一般の協力の下に記念行事を開催し、障害者福祉に関する普及啓発を進める事業
- (3) 障害者の国外及び国内派遣等を図り、国内外の障害者との連携と親睦を深める事業
- (4) 施設等の臨時的経費（備品等）の助成
- (5) 施設等の製品の共同受注事業
- (6) 施設等で製作された作品の展示及び販売の機会を設定する事業
- (7) その他、市民の善意が生かされる事業であって運営委員会で適当と認められた事業

2 助成申請の募集期間

令和7年10月1日（水）から令和7年10月31日（金）まで（必着）

3 心身障害者福祉事業基金事業費予算

2, 176, 000円

4 申請方法

募集期間内に、次の書類を健康福祉局障害者社会参加・就労支援課

(40syusien@city.kawasaki.jp) 宛てに、電子メールにて提出してください。

※ 電子メールの送信後に到着確認のため、お電話をいただくようお願いします。

※ 電子メールでの対応が難しい場合、郵送で御提出ください。

(1) 申請書（様式第2号）

(2) 事業計画書（別紙）

※委員会において協議しますので、次のことに留意し詳細に記入してください。

①法人（団体等）のどのような活動に使用するのか。

②なぜ実施が必要なのか。

③なぜこの仕様、性能が必要なのか。

④修理できないものなのか。

⑤価格は適正なのか。 など

(3) 申請金額の挙証資料（見積書等）

（裏面も御覧ください）

- (4) 商品カタログ等の写し(備品等の場合のみ)
- (5) 買替え前の写真(備品等の買替えの場合のみ)
- (6) 概算払理由書及び根拠資料(任意様式)(特段の事情がある場合のみ)

※「概算払」とは、金額が未確定であり、かつ、支出すべき時期が未到来である段階において、概算をもって支出する方法です。「概算払い」を希望する場合は、特段の事情があると認められる理由書及び根拠資料を任意様式で提出してください。

※特段の事情があると認められない場合は、通常払い(実績報告書提出後の支払い)となります。

5 助成決定

申請内容について、川崎市心身障害者福祉事業基金運営委員会において協議し、助成する法人(団体等)及び助成金額等を決定し通知します。通知を受けた者は、事業完了後、速やかに次の書類を提出してください。翌年度にまたいだ事業は助成対象となりません。

- (1) 実績報告書(様式第4号)
- (2) 領収書の写し
- (3) 助成を受けたものの写真

【留意事項】

- (1) 募集期間を経過したものは、いかなる理由があっても受理できません。また、申請書と実績報告書の内容が異なる場合は、交付した助成金を返還していただくことになりますので十分御注意ください。
- (2) これまで交付を受けたことがない法人(団体等)が優先となります。
- (3) 申請上限額は15万円(消費税及び地方消費税込を含む)となります。ただし、1(6)の申請上限額は50万円(消費税及び地方消費税含む)
- (4) 1申請につき、原則として1品目となります。
- (5) 1法人(団体等)につき、1申請限定となります。
- (6) 決定前に実施した事業は、対象外となります。
- (7) 事務に係る消耗的な経費は、対象外となります。
- (8) 他の助成制度により助成可能な場合は、対象外となります。

6 過去の実績

エアコン、ミシン、パソコン、車いす、ブラインド設置など

7 問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎12階
川崎市健康福祉局障害者社会参加・就労支援課 社会参加支援担当
電 話 044-200-2928
FAX 044-200-3932
E-mail 40syusien@city.kawasaki.jp